－離婚される方－

◎離婚届の提出時（戸籍住民課・１階①番）には、運転免許証等の本人確認できるもの（※）等が必要です。

（※）写真が貼付された官公署発行の公的証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）の場合は
写真のない公的証明書（健康保険証・資格確認書・年金手帳など）の場合は２点

若林区

◎下記は、離婚届に伴って、必要になると思われる主な手続きのご案内です。ここに記載のほかにも手続きや書類が必要となる場合があります。

■相談

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	離婚に関する相談をしたいとき	右記担当課・窓口へお問い合わせください。	家庭健康課	２階㉗番

■住民登録など

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	受理証明を取得するとき	□本人確認できるもの（※） □届出人以外の方が請求するには委任状 □手数料１通につき３５０円	戸籍住民課	１階①番 （後日手続の場合は③番）
	住所を変更するとき	□本人確認できるもの（※） □市外から転入する場合は転出証明書（特例転入を除く） □代理の方が届ける場合は委任状		１階①番 （市外から転入の場合、または後日手続の場合は②番）
	住民票の写しを取得するとき	□本人確認できるもの（※） □代理の方が請求する場合は委任状 □手数料１通につき３００円		１階①番 （後日手続の場合は③番）
	印鑑登録の申請をするとき	□登録する印鑑 □即日登録希望の場合はマイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど写真が貼付された官公署発行の公的証明書 □代理の方が届ける場合は委任状 （代理申請の場合、即日登録はできません。）		１階⑤番
	住民基本台帳カード、マイナンバーカードの記載事項を変更するとき	□本人確認できるもの（※） □マイナンバーカード（または住民基本台帳カード） （代理の方が届ける場合は、事前に右記へお問い合わせください。）		１階①番 （後日手続の場合は⑥番）

■国民健康保険・年金

★印は若林区役所以外の組織です。

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	国民健康保険の加入者で、氏名や世帯主、住所が変わるとき	□国民健康保険被保険者証又は資格確認書もしくは資格情報のお知らせ □本人確認できるもの（※）	戸籍住民課	１階①番 （後日手続の場合は⑧番）
	国民年金（第３号被保険者）の方	□年金手帳または基礎年金番号通知書 □本人確認できるもの（※） □国民年金（第３号被保険者）の資格喪失が確認できるもの	保険年金課	１階⑨番
	厚生年金加入者で、氏名や住所が変わるとき	勤務先へお問い合わせください。	★勤務先	

（令和７年３月14日現在）

■子育て

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	児童手当の受給者を変更するとき	右記担当課・窓口へお問い合わせください。	保育給付課	２階㉙番
	子ども医療費助成の受給者を変更するとき			
	母子・父子家庭医療費助成の申請を希望するとき。			
	児童扶養手当を請求するとき 【母子家庭または父子家庭等で、受給資格要件及び所得要件にあてはまるとき。申請した月の翌月分から手当を受給できます。】	□申請者と対象児童の戸籍謄本 （申請者と対象児童の戸籍が別の場合は各１通） □申請者と対象児童の健康保険証又は資格確認書もしくは資格情報のお知らせ □申請者名義の金融機関の預金通帳 □年金手帳 □本人及び同居家族のマイナンバーのわかるもの □その他必要な書類がある場合がありますので、右記担当課・窓口にお問い合わせください。		
	特別児童扶養手当の受給者を変更するとき	右記担当課・窓口へお問い合わせください。		
	未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病の受給認定を受けているとき			
	お子さんが保育施設等を利用中または利用申込みをしているとき			

■障害のある方

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	心身障害者医療費受給者証の受給者を変更するとき	右記担当課・窓口へお問い合わせください。	障害高齢課	１階⑬番
	各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）が交付されている方の氏名や住所が変わるとき	□各種手帳 □印鑑		
	自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院医療）が交付されている方の氏名や住所が変わるとき	□自立支援医療受給者証 □健康保険証又は資格確認書もしくは資格情報のお知らせ（変更があった場合） □印鑑		
	特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されている方の氏名や住所が変わるとき	□特定医療費（指定難病）医療受給者証 □健康保険証又は資格確認書もしくは資格情報のお知らせ（変更があった場合）		
	各種障害者福祉サービス（通所・障害者ヘルプ等）を受けている方の氏名や住所が変わるとき	□障害福祉サービス受給者証		

（令和７年３月14日現在）

－離婚される方－

■その他（バイク、市営住宅）			★印は若林区役所以外の組織です。
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口
	125cc 以下の原付バイクを持っている方の氏名や住所が変わるとき	右記担当課・窓口へお問い合わせください。	税務会計課　1階⑯番
	軽自動車を持っている方の氏名や住所が変わるとき		★宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830
	126cc 以上の二輪バイク、普通自動車（白ナンバー）を持っている方の氏名や住所が変わるとき		★東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
	市営住宅へ入居しているとき		★仙台市建設公社募集課 ☎022-214-3604

詳しい手続き内容や期限などは、各担当課・窓口へご確認ください。
若林区役所　０２２－２８２－１１１１（代表）

（令和 7 年 3 月 14 日現在）